

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 6 年度 答申第 4 号

答申書

1 審査会の結論

個人情報開示請求（保健師と青南病院との情報交換）に対して、おいらせ町長が令和 6 年 10 月 28 日付けお保第 1459 号個人情報開示決定通知書において部分開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求の内容

審査請求の内容を要約すると、以下のとおりである。

令和 6 年 10 月 28 日付けお保第 1459 号個人情報開示決定通知書における部分開示決定処分について、不開示理由は理解できないため、開示を求める。

開示請求の内容は、町保健師と青南病院との間で、私（審査請求人）の発言が幻覚や妄想だとされたやり取りである。

その部分が統合失調症の判断につながっており、重要な部分である。

狙われている、見張られているなどの発言は事実だが、幻覚や妄想ではない。

現在長期間薬を飲んでいなくても何も変化はない。

不開示部分を開示すれば私の生命を害するなどの理由は理解できない。

幻覚や妄想につながる部分は虚偽であり、削除依頼するため、開示を求める。

（2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。

①個人情報部分開示決定処分の内容

本件開示請求における不開示部分には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 78 条第 1 項第 1 号に規定する「開示することで請求者の生命、健康、生活を害するおそれがある事項」に該当するため、部分開示決定としたものである。

②法第 78 条第 1 項第 1 号の該当性について

本件対象文書は、審査請求人に係る町保健師と青南病院とのやり取りの記録である。

この記録には、青南病院から得た情報が記載されており、審査請求人が自身の診断名を受け入れられていない状況を踏まえると、今回不開示とした部分を開示することで、審査請求人の解釈によってはその後の治療効果に影響を及ぼす可能性や、医療機関との信頼関係が崩れることで治療を自己判断で中断してしまうおそれがあり、結果として審査請求人の健康を害するおそれがある。

そのほかこの記録には、町保健師の所感や今後の方針等が記載されており、本人にとって不都合な情報なども記載され得ることも考慮すると、このような情報が開示されることは、今後保健師が記録を作成するうえで正確かつ詳細に記録することに消極的になるおそれがある。

また、町保健師との信頼関係が崩れ、今後の支援介入が困難になることが予測される。

③以上のことから、本件部分開示決定処分は妥当であり、審査請求人の主張を否認する。

（3）処分担当課の弁明に対する審査請求人からの反論

審査請求人から令和7年1月21日に提出された反論書を要約すると以下のとおりである。

①弁明書には、「現在も通院と服薬している」と第三者委員会へ虚偽の弁明をしている。現状半年以上通院服薬せず市販の睡眠導入剤を服用していても何ら生活に支障もなく、接する人からも違和感があると言われていない。このことから、町保健師の言動は信憑性に欠けており、「治療を自己判断で中断し健康を害する」とあるがそれを否定する。

②また、町保健師のデータを元に医師が統合失調症の病名を判断したことは明らかであり、私の憶測ではなく、医師の口頭説明から明らかとなった。町保健師の主観でデータを作成せず、上司への報告も事実だけを報告して、医師が誤解を招くような虚偽のデータは削除か修正が妥当である。

③虚偽公文書作成の罪に該当するか確認のためにも開示すべきである。

3 調査審議の経過

令和 7 年 1 月 14 日	諮詢書受領
-----------------	-------

令和 7 年 1 月 21 日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）
令和 7 年 2 月 4 日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）

4 (部分開示決定を妥当とした) 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった個人情報部分開示決定処分について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1) 争点

処分担当課は、本件開示請求に係る対象文書として、町保健師が作成する記録を対象文書と特定し、法第 78 条第 1 項第 1 号に該当する部分を不開示としたうえで、部分開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、部分開示決定の理由は理解できず、不開示部分の開示を求めている。

つまり、本件における争点は、不開示部分が、法第 78 条第 1 項第 1 号で規定する不開示情報に該当するか否かである。

2) 審査会の判断の理由

(1) 法第 78 条第 1 項第 1 号の規定

法第 78 条第 1 項第 1 号では、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報として規定している。

(2) 法第 78 条第 1 項第 1 号の該当性について

① 処分担当課は、当該不開示部分を開示することで、医療機関及び町保健師と審査請求人との信頼関係が崩れるおそれがあり、結果として審査請求人に対する治療や相談支援に影響が生じることから、法第 78 条第 1 項第 1 号で規定する審査請求人の健康を害するおそれがあると主張している。

② 今回の不開示部分を確認したところ、大きく分けると次の 3 点の情報が記載されている。

ア 青南病院の応対者名等の情報

イ 青南病院から聴取した内容

ウ 町保健師の所感

③ 法第 78 条第 1 項第 1 号の規定について、国の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン（行政機関等向け）」207 頁によると、その例として「患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の

「病状に関する情報」が挙げられている。

- ④ 以上を踏まえると、上記②のイ青南病院から聴取した内容とウ町保健師の所感に関しては、審査請求人の認識とは異なる内容が記載されている可能性があり、審査請求人が自身の診断名を受け入れられていない現状において当該部分を開示することは、医療機関や町保健師との関係性に影響が及ぶことで今後の治療や相談支援に支障が生じることも否定できない。
- ⑤ よって、本件不開示部分については、法第78条第1項第1号に該当すると考えられる。

3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

4) 付言

このほか、弁明書で主張する「（本件不開示部分が開示されることにより）今後町保健師が相談内容のアセスメントなどを正確かつ詳細に記録することに消極的になるおそれがある」という点について、以下のとおり付言する。

本件対象文書である町保健師の記録は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）」に基づいて作成されている。同通知では、ケース記録の整備及び秘密の保持として、対象者ごとの相談等記録を整理保管し、継続的に支援を行うために活用すること、対象者のプライバシーの保護に配慮すること及び相談に際しては関係機関との連携に留意することが規定されている。

つまり本件対象文書は、国通知に基づいて、関係機関と連携しながら継続的な相談支援を行うために作成しているものであり、関係機関との連携に支障が生じたり、記録を作成する町保健師が具体的かつ詳細に記録することに躊躇することができないよう、配慮が求められるものであるといえる。